

# 連鎖販売取引（マルチ商法）

マルチ商法とは、ピラミッド式に販売組織を拡大しようとするものですが、次の3つの要件にすべて該当するものが、特定商取引法で「連鎖販売取引」として規制されています。

商品の販売・役務の提供（それぞれあっせんを含む）を行う事業であること  
（販売の仕組みは、再販売、受託販売、販売のあっせんのいずれでもいい）  
特定利益（紹介料やバックマージン等）が得られると言って誘引すること  
何らかの特定負担を伴うこと（商品購入費、入会金、取引料等）

この取引は、違法な商行為として禁止されてはいませんが、商品等を介入せずに単なる金銭配当組織である「ねずみ講」は法律で全面的に禁止されています。

また、指定商品制を採用していないため、すべての商品や役務が対象となります。

<相談の多い商品・サービス>

健康食品、浄水器、化粧品、健康食品、美顔器 など

## たとえば…

- 友人に「いい話があるから」と誘われて行った講習会で、「友達を紹介して買ってもらえばリベートが入り、さらに会員を増やせばもっと儲かる」と組織に加入させられ、クレジットで高い商品を買わされた。しかし、友達は誰も入会してくれず、商品も売れなくて支払いができなくなった。

## 被害にあわないためのアドバイス

- 「簡単に儲かる」「夢の実現」などの甘い言葉に惑わされないようにしましょう。勧誘時の成功話と違って、実際に儲かるのは一部の人で、ほとんどの人は投資した資金を回収できず、買わされた商品と借金が残るだけです。
- 少しでも不審に感じたら、契約はしないようにしましょう。
- 強引な勧誘の結果、友人知人との人間関係が壊れてしまうことになりかねません。
- 最近は勧誘の手段として、携帯電話やインターネットが使われることも増えているので注意しましょう。

## 契約してしまった時の対処法

- 契約書面を受け取った日（契約に係る特定負担に商品購入が含まれているときは、商品の引渡しを受けた日と書面を受け取った日のいずれか遅い方の日）から 20 日以内であれば、クーリング・オフできます。
- 未成年者が法定代理人（両親等）の同意を得ずに契約した場合は、取り消すことができます。
- 不当な勧誘行為（不実告知、重要事項の不告知、断定的判断の提供等）があれば、契約を取り消すことができます。
- クーリング・オフ期間を過ぎても、理由の如何を問わず、連鎖販売契約を中途契約して組織から退会できます。
- 組織へ入会して 1 年未満の者が退会する場合は、引渡しを受けてから 90 日未満の商品があれば、次の条件を満たしていれば、商品販売契約を解除し、その商品を返品して、購入価格の 90%相当額の返金が受けられます。
  - 商品が再販売していないこと
  - 商品を使用しまたは消費していないこと
  - 自らの責任で商品を滅失または毀損していないこと
- クレジット契約の場合は、併せて信販会社に対して支払停止の抗弁をしましょう。